

都市基盤施設の整備促進に関する決議

ポストコロナ時代の「新たな日常」を実現するとともに、人口減少・超高齢社会のもとで、魅力と活力にあふれる安全で快適な都市の形成を目指し、都市基盤施設の総合的かつ一体的な整備を促進するため、次の事項を強く要望する。

- 一、防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策につづき、次期五か年間の事業を継続するとともに、対象事業拡大に必要な予算を別枠で確保すること
- 一、幹線道路ネットワークの整備や渋滞対策を通じて、生産性向上と魅力ある都市空間の形成を図るため、必要な街路整備や多様な整備手法・コスト縮減の促進等による無電柱化事業を積極的に支援すること
- 一、新たな広域道路交通計画を早期に策定するとともに、平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、重要物流道路の更なる指定と、関連する街路整備を重点的に支援すること
- 一、連続立体交差事業を国の重点政策として推進し、円滑な事業実施に支障のないよう、継続的に予算枠を確保するとともに、ストック効果を最大化させるため、関連街路等の整備を集中的に支援すること
- 一、コンパクト・プラス・ネットワークや都市再生等の推進、防災・減災を主流とした災害に強いまちづくり、都市の国際競争力の強化及び良好な生活環境を実現するため、高い整備効果が期待される土地区画整理事業及び市街地再開発事業をより一層支援すること
- 一、特に、組合施行等による市街地整備事業については、事業の進捗に支障を来すことのないように必要な予算を確実に確保すること
- 一、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるウォーカブル都市の構築に向けて、既存ストックを最大限活用した「居心地が良く歩きたくなる」空間創出にかか
る事業を重点的に支援すること
- 一、都市再生や地域経済の活性化を核として、将来にわたってストック効果が
発揮できるよう、新たな財源を創設するとともに、令和三年度予算における
都市基盤整備費を所要額確保すること

また、令和二年度補正予算を早期に編成すること。

令和二年十一月二十六日